



マレーシア海上法令執行庁に対する能力向上支援(結果概要)

～FOIPの実現に向けた取組みを推進～

海上保安庁は、令和6年10月14日(月)から10月22日(火)までの間、海上保安試験研究センター職員等3名を独立行政法人国際協力機構(JICA)の枠組みでマレーシアに派遣し、マレーシア海上法令執行庁(MMEA)等に対して能力向上支援を実施しました。

1 実施項目

- (1) 犯罪捜査に係る知識に関する支援
- (2) 犯罪証拠資料の採取等に関する支援

2 結果概要

10月14日(月)から18日(金)の間、MMEAが主体となり開催されたマレーシア政府とJICAとの共同プロジェクトである「第三国研修(TCTP: Third Country Training Program)」において、MMEA職員とアジア及びアフリカ諸国から招聘された研修生に対し、鑑識技術に関する講義及び意見交換や現場における犯罪証拠資料の採取・鑑定・整理等に必要な基本的実技演習を実施したほか、指導能力向上に向けた必要な取組みを提示するなどMMEAの犯罪捜査部門担当職員等に対する指導も実施しました。

また、21日(月)及び22日(火)にはJICAの枠組みにおいて、MMEA職員とマレーシア国民大学職員に対し、船体が接触することによって発生するペイント片を鑑定し、犯罪船舶を特定するための研修を実施しました。

海上保安庁では、今後も、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、各国の海上保安機関との連携・協力関係を強化していくとともに、インド太平洋地域の海上保安機関の能力向上支援に積極的に取り組んでまいります。



証拠品からの指紋採取技術支援



カメラ取扱い技術支援



ペイント片分析鑑定技術支援



犯罪現場を想定した実技演習